

令和 6 年 6 月 10 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 信賀 陽子

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 災害時における障がい者の避難計画と電源の確保について

答弁を求める者 市長

令和 6 年は元日から能登半島地震が発生し、見附市でも被害が確認されました。体に感じられる余震が続き、たびたび発表される緊急地震速報に不安を覚えながら、そして各地での大きな被害に心を傷めながら過ごす新年のスタートとなりました。今月 3 日午前 6 時半頃にも緊急地震速報が発表される地震が観測されており、緊急地震速報が発表される大きな地震の発生が稀とは言えない今日、震災への備えが不可欠なことを実感いたします。

また、地球温暖化により豪雨災害発生への懸念もあり、他にも見附市においては冬季の豪雪災害、そして原子力災害への備えも必要です。

市民一人ひとりが、自らの責任において最低限の備えをすることが必要で、避難所や避難経路をあらかじめ確認しておくことが求められています。

見附市では、震災対策、風水害対策、原子力災害対策の災害別に地域防災計画を定め、災害時の避難体制が整備されています。

例えば、震災対策編の第 2 章第 22 節で市の役割として「市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援計画の作成及び福祉避難所の指定等を行う」と明記されています。風水害対策編においても、第 2 章第 24 節で同様の内容が明記されています。

しかしながら、市内の障がい者のご家族より、「災害発生時に障がい者が避難する場所がないことが不安です」というお声を聞いております。

見附市では、市民それぞれが避難できる場所が計画されており、福祉避難

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



所として健康福祉センターが指定されているにも関わらず、障がい者のご家族が災害時にどこに避難し命を守る行動を取ればいいのか判断できず、不安を感じている状況にあることは確かです。

また、「障がい者が安心して避難できる場所を確保して欲しい」というお声、そして「避難所の問題以前にそもそも避難ができません」というお声も聞いております。

障がい者やその家族が安心して避難できる避難所とはどのような避難所なのか、災害時に少しでも安心できる避難計画とはどのような避難計画なのか、今一度考える必要があるのではないのでしょうか。

以上の観点により質問いたします。

1 福祉避難所について

- (1) 見附市の福祉避難所は健康福祉センターであることは、市民に周知していますか。
- (2) 見附市民で福祉避難所への避難が必要になる人は、想定では何人ですか。それはどのような状況の人と想定されますか。
- (3) 障がいのある方やその家族が安心できる避難所は、どのような避難所と考えますか。

2 生命を維持するための電源の確保について

- (1) 生命を維持するために電源の確保が不可欠なケースがあります。在宅酸素や人工呼吸器など、在宅で医療機器を使っている医療的ケア児や成人の方は、停電が命の危機に直結します。医療的ケアが必要な市民が自宅で被災し電源を失った場合を想定した避難計画はできていますか。
- (2) 災害時に非常用電源が必要になる医療的ケアが必要な市民は何人いると想定されますか。或いは、具体的な人数を把握されていますか。
- (3) 非常用電源装置を日常生活用具費の給付品目に加えている自治体もありますが、見附市では現在のところ加えられていません。その理由をお示し下さい。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 障がい者を理由とする差別の解消の推進に向けて、見附市の各種行事への障がい者の参加と求められる対応について

答弁を求める者 市長、教育長

平成 17 年から開始されている見附市ならではの活動である「わくわく体験塾」は、夏休みに児童生徒の関心を高め、幅広い感動体験を多くの子どもたちに提供する取組みとして、学校・保護者・地域・企業・行政が連携し、推進しているもの、と認識しています。

学校・学年・学級の枠を超えた異年齢交流を通して、互いに協力し、相手を思いやる心を育てるとともに、幅広い講座の中から、わくわく・ドキドキする感動体験を得ることにより、いろいろな事象への興味関心を深め、学ぶことの楽しさ・意欲を高めることをねらいとしています。

今年度は「みつけ job チャレ教室」(アントレプレナーシップ教育)の取り組みの一つとしても位置づけ、子ども達の想像力や探求心を育み、職業への理解や働くことの喜びを学ぶことで、将来の夢の幅を広げるような体験学習としての取り組みが始まりました。

参加募集対象者は見附市内小学校在籍の小学生及び見附特別支援学校の小学部となっており、毎年応募者多数で抽選になるほど好評の事業と聞いています。

その一方で、特別支援学校の保護者の方から「わくわく体験塾のお知らせをもらっても、参加は難しい」というお声や、「我が子に関係ないものと思っているのでお知らせを見ていない」というお声を聞いております。

しかしながら、昨年の講座を例にとりますと、パラスポーツのボッチャや卓球バレー、老若男女が楽しめるモルックなどのプログラムも用意されており、参加できないと認識されているのは大変残念なことです。

また、わくわく体験塾への参加を断念することと類似するもので、「見附市の成人式に障がいのある我が子を参加させたい気持ちはあるものの、見附特別支援学校の卒業生のほとんどが手をつなぐ育成会による障がい者のための成人式に参加し、市の成人式には参加しないことが通例となっています。」という保護者のお声を聞いております。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

これは、見附特別支援学校の卒業生に対して見附市の成人式の案内が通知されても、保護者によって参加しない選択がされているということです。

以上のような事例から、障害のあるお子さんの保護者の方は、障がい理由に行事に参加させることを断念している傾向があり、参加対象が障がい者と健常者とで区別されていなくても、実際は其々の判断で区別されていると考えます。

誰も取り残されない社会の実現を目指す見附市として看過できないことではないでしょうか。

障がい者雇用の促進等に関する法定施行規則等の改正により、2024 年 4 月から障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられることにもなりました。

これからの時代は、日常的に障がいのある人と過ごす場面が徐々に増えて行くことが予想され、私たちは障がい者に対する理解と受容力、互いの違いを認めて共に生きる力がますます求められていると考えます。

以上の観点により質問いたします。

1 わくわく体験塾について

- (1) わくわく体験塾は、特別支援学級、特別支援学校の児童も、全てのプログラムに参加できますか。
- (2) わくわく体験塾に特別支援学級、特別支援学校の児童が参加する時、当事者とその保護者、開催する側にはそれぞれどのような準備や対応が必要になると考えられますか。

2 成人式について

- (1) 見附市の成人式の参加対象はどのように定められていますか。
- (2) 見附市の成人式に対象者が参加する場合、事前に申し込みは必要ですか。
- (3) 見附市の成人式に、見附特別支援学校の座席エリアはありますか。
- (4) 見附市の成人式に障がいのある人が参加する場合、主催者側と参加者側でそれぞれどのような準備や対応が必要になると考えられますか。